三　指定施業要件
㈠　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。
㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を広島県庁及び庄原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百九十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年五月八日

農林水産大臣　江藤　拓

一　保安林の所在場所　広島県三次市畠敷町字二本松一〇〇七〇の一（次の図に示す部分に限る。）、一〇〇八八、一〇〇九三の一、一〇〇九四
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
㈠　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を広島県庁及び三次市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百九十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年五月八日

農林水産大臣　江藤　拓

一　保安林の所在場所　広島県庄原市高野町上里原字赤名谷下平乙五一四四、乙五一四五、五一四六、五一五〇、五一五一の一、五一五三、五一五四、五一五九、五一六〇、五一六三、五一六四、五一六六、字赤名谷上平五一八五、五一九九、五二〇九、五二一二の二、五二一三の二、五二一七、甲五二二〇、乙五二二〇、甲五二二二の一、乙五二二二
二　指定の目的　水源の涵養
三　指定施業要件
㈠　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を広島県庁及び庄原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百九十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年五月八日

農林水産大臣　江藤　拓

一　保安林の所在場所　広島県三次市君田町東入君字大番ノ木一〇七九二の五
二　指定の目的　水源の涵養
三　指定施業要件
㈠　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を広島県庁及び三次市役所に備え置いて縦覧に供する。）

国会事項

衆議院

質問書提出

五月二日議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

障害年金の新規裁定における非該当件数の増大等に関する質問主意書（山井和則提出）

人事異動

内閣

○文部科学大臣臨時代理
国務大臣　中根　順子（三原じゅん子）
文部科学大臣阿部俊子（あべ俊子）海外出張不在中内閣法第十条の規定により臨時に文部科学大臣の職務を行う国務大臣に指定する
同　平　将明
内閣府特命担当大臣城内実帰朝につき内閣府特命担当大臣（クールジャパン戦略、知的財産戦略、科学技術政策、宇宙政策及び経済安全保障）事務代理を免ずる（以上五月一日）

福岡県

新　（副知事）　江口　勝
旧　（副知事）　生嶋　亮介
（企業管理者）　野田　和孝
（以上四月二十八日）

官庁報告

官庁事項

保障契約証明書の無効について

次の保障契約証明書は、滅失したことにより船舶油濁等損害賠償保障法第四十四条において準用する第十七条第四項に基づく再交付を行ったので、当該保障契約証明書が先に記載の失効年月日以降無効となったことを同法施行規則第十三条第三項の規定に基づき、公示する。

令和七年五月八日

中国運輸局長　金子　修久

保障契約証明書番号	船名	船舶番号又は信号符字	国籍	交付年月日	失効年月日
BK—CG—25—000022	第八十八親力丸	133637	日本	令和七年一月三十一日	令和七年四月十日

皇室事項

行幸啓御日程

天皇皇后両陛下の沖縄県へ行幸啓の御日程は、次のとおりである。

第一日　六月四日
皇居（乾門）御出門
東京国際空港御発　特別機
那覇空港御着
沖縄平和祈念堂
国立沖縄戦没者墓苑
平和の礎
沖縄県平和祈念資料館
お泊所　ザ・ナハテラス
第二日　六月五日
小桜の塔
対馬丸記念館
ザ・ナハテラス
国営沖縄記念公園首里城地区
那覇空港御発　特別機
東京国際空港御着
還幸啓

なお、愛子内親王殿下を御同伴になる。

御祝電

天皇陛下は、ポーランドの憲法記念日につき、五月二日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。